

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止のお知らせ
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和6年11月8日

前橋地方法務局沼田支局

登記官 東 有 子

記

- 1 手続番号
第0701-2023-0017号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
沼田市新町字下店乙130番